

本契約は、現金を出資する3人の株主により設立される合併会社を想定する。選択的アプローチは、休眠会社を購入し、合併会社に転換することである。このアプローチの場合、特に前文及び序文規定に若干の修正が必要となり、転換される会社の主要な詳細が規定される必要がある。

多くの条項が、株主間契約及び/又は合併会社の定款に含まれる。これは好みの問題もあるが、重要な内容的な相違もまたある。(追加注釈を参照のこと。「合併会社」2.21 ~ 2.35 及び Documents 「定款」4.21 ~ 4.32) いずれにせよ、2つの書類が整合するよう注意されるべきである。

いくつかの事例では、合併事業が中間的持株会社を設立し、それが株主間契約の当事者となる。そうすることにより、例えば処分において、より柔軟性が与えられる。この場合、又は当事者が大きなグループの小さな部分である場合、各当事者の親会社もまた株主間契約を締結し、合意における各々の子会社の義務を保証し得る。彼等は、他の事業の子会社に対して先買権を求めるかもしれない。

選択的に、親会社は相互に同様の効果をもつ別の合意を締結しえる。

株主間契約

本契約は [日付] に

- (1) [] に登記された事務所を有する [] (「 X 」)
 - (2) [] に登記された事務所を有する [] (「 Y 」) 及び
 - (3) [] に登記された事務所を有する [] (「 Z 」)
- との間で締結される。

(コメント：合弁会社それ自体が株主間契約の当事者となり得る。その場合、潜在的リスクとアドバンテージがある。(追加注釈「合弁会社」2.21～2.35 参照。))

前文

- (A) 当事者は、合弁事業として [] の事業を行うため、各々が株主となる会社を設立することを決議した。
- (B) 本契約は当事者が会社を設立するために合意した条件、並びに各々の株主としての権利と義務を規定する。

以下のとおり合意する：

1. 解釈

本契約において、文脈上別の解釈が求められない限り、

1.1 次の用語は次の意味を有する：

「本ビジネスプラン」は、10 条に従い用意される 1 年毎のビジネスプランを意味する。

「本会社」は、3 条に従い設立が提案される会社を意味する。

「支配又は支配された」は、1988 年所得及び法人税法 416 条に従い決定され、
「支配の変更」は、本会社を支配していた者が支配をやめた場合、または誰かがその支配を獲得した場合に、会社について生じたものとみなされる。

(コメント：広範な定義であり、特にそれが終了事由となり得る場合には、注意深く用いられなくてはならない。)

「グループメンバー」は、1988年所得及び法人税法406条において当該用語に付与された意味を有する。

「関連割合」は、当事者（又はそのグループメンバー）に関し、関係当事者により実質的に所有される本会社における株式金額の本会社の発行済株式資本の合計金額に対する割合を意味する。

（コメント：例えば投資家に対して、会社の株式の発行が提案されるかどうかによって、この定義は調整される必要がある。）

「子会社」は、1985年会社法736条に規定される意味を有する。

- 1.2 法律規定への言及は、それぞれ修正され又は再制定された規定への言及として解釈され、それらの適用は他の規定（本契約日の前になされるか後になされるかにかかわらず）によってその都度修正されるものと解される。
- 1.3 複数によって供与なされ、締結される、全ての保証、表明、合意及び義務は、関係当事者により各自連帯して供与され、締結される。
- 1.4 条項又は別表は、本契約の条項又は別表を意味し、サブ条項はそれが示されている条項のサブ条項を意味する。
- 1.5 表題は便宜上のものにすぎず、その解釈に影響しない。
- 1.6 合意形式での書面は当事者によって合意され、識別のため各々によってイニシャルが署名された書面を意味する。
- 1.7 単数は複数を含み、その逆も妥当する。

2. 条件

- 2.1 本契約の下での当事者の義務は次の条件のそれぞれの成就を条件とする。

[]

- 2.2 当事者は、かかる条件全てが 以前に成就するよう最大限の努力をするが、そ

の日までに条件のいずれかが成就せず又は全ての当事者によって書面で放棄されない場合、本契約はいずれかの当事者から他の当事者に対するクレーム又は責任なしに、このサブ条項に関するものを除いて、無効となる。

3. 合併会社の設立

当事者は直ちに 1985 年会社法の下で「（若しくは当事者が合意する他の名称）」という名称の株式会社として会社を発起し設立する。

(コメント：ここで設立前費用の割当についての処理を望むかもしれない。)

4. 会社の構成

本会社の授權株式資本は 1 株 の A 株式 株、1 株 の B 株式 株、及び 1 株 の C 株式 株からなる ポンドであり、本会社の基本定款及び通常定款は合意様式による。

5. 登記された営業所等

5.1 本会社の登記された営業所は とする。

5.2 本会社の監査役は とする。

5.3 本会社の [主要] 銀行は とする。

5.4 本会社の会計年度は各年の までとする。

(コメント：実務上、合併会社の会計年度を株主の会計年度に一致させることが望ましい。巨額の引出しの授權のため各当事者から 1 名の取締役を必要とする支払委託の銀行口座の開設の規定を望むかもしれない。)

6. 株式

本会社の設立後直ちに、X Y 及び Z はそれぞれ、必要金額を本会社に支払うことにより、名前の反対側に記載された本会社の株式を引き受け、

名前	株式の数と種類	引受金額
X	[] A 株式	[]
Y	[] B 株式	[]
Z	[] C 株式	[]

当事者は、引受金額の受領とともに、上記の株式が、X Y及びZのそれぞれに、払込済みのものとして、割当られ、発行されるよう、本会社の取締役が開催されるようにする。

(コメント：条項は株式が現金に対して発行されることを想定するので、1985 年会社法 89 条 (株主の優先買取権) は不適用とされる必要があるかもしれない。)

株主は現金ではない資産を出資するかもしれないが、その場合には第 89(1)条は適用されない。資産の出資は会社が当事者となる資産譲渡契約によって扱われる。これは、通常、譲渡者による表明及び保証といった定型的な資産移転条項を含む。2つの書類の締結の間に遅れが生じた場合に生じ得る問題(例えば、その間に明らかになった開示され得る事項)を回避するために、株主間契約は当事者に資産譲渡契約の締結と、合意様式書類の添付を必要とする。同日設立より、より実務的には、株主間契約の締結直後に資産譲渡約款を締結する休眠会社を用いることにより、遅れは最小化され得る。

(現金ではない)資産が出資され、合併会社が公開会社の場合、非現金出資は割当前に独立的に評価されなくてはならない。(1985 年会社法 103 条))

7. 本会社の事業

7.1 本会社の事業は、当事者により別の合意がなされない限り、[]に限定される。

(コメント：合併会社の基本定款における目的条項と整合すべき。)

7.2 かかる事業は、本会社の取締役が決める通り、「英国又はその他に」設立される支店及び/又は子会社を通じて本会社により行われる。

7.3 第 6 条に規定される本会社株式の引受後直ちに、当事者は本会社をして [本会社への商品及びサービスの供給のため]合意様式によりそれぞれと合意させる。

8. 取締役

(コメント：本会社の定款の関連規定は本条と整合すべきである。追加注釈「取締役の義務及び名目的取締役」2.85 ~ 2.92 参照。)

8.1 当事者は次の者が本会社の最初の取締役として選任されるようにする。

[]

[これらの取締役のうち、及び は役職取締役とし、当事者は本会社が合意様式で、その各々とサービス契約を締結させるようにする。]

当事者は が取締役会議長として選任されるようにし、「この地位は1年ごとに交代し、各当事者は順番に下記の順番でその地位の取締役を選任することができる：Y、Z、X」

8.2 取締役は常に 人以上とし、(以下に規定される場合を除き)各当事者は次の条項に従い取締役を選任することができる。

8.2.1 本会社の取締役のうち 人までは常にXによって選任される者とし、(及び は本項に従いXによって本会社の取締役として選任されたものとみなされる。)

8.2.2 本会社の取締役のうち 人までは常にYによって選任される者とし、(及び は本項に従いYによって本会社の取締役として選任されたものとみなされる。)

8.2.3 本会社の取締役のうち 人までは常にZによって選任される者とし、(及び は本項に従いZによって本会社の取締役として選任されたものとみなされる。)

このサブ条項に従い当事者の1人により取締役として選任された者はいつでも同じ当事者によって解任され得、その当事者によって選任される他の者がとってかわる。

このサブ条項に基づく取締役の選任又は解任は、他の各当事者及び本会社への通知書面の送達によって効力が生じる。

[取締役を解任する当事者は、その取締役の欠員に関して生じるクレームについて、本会社に補償する。]

8.3 いかなる理由であれ、いずれかの当事者の本会社の持分が減少し、その実質的な所有が本会社の発行済普通株式資本の金額の パーセント未満となった場合、

かかる当事者は：

8.3.1 直ちにその選任した全取締役を解任し、

8.3.2 本条項の下での 取締役の再選のみすることができる。

その持分が増加しこのサブ条項の最初の水準を越えた場合、上記のサブ条項 2 に規定される最大人数まで追加の取締役を選任することができる。

(コメント：サブ条項 8.3 は、株主間契約及び / 又は通常定款における移転条項をドラフトする際に考慮されるべきである。それは、株主がその株式の一部を移転することができることを想定する。多くの合併事業においては、移転についての他の規制の下、株主はその(一部ではない)全株式を売却することのみ許される。取締役の人数の変更はまた、定款での定足数と決議条項に影響し得る。)

8.4 当事者は取締役が最低年 回は招集及び開催され、取締役会毎に、上程される事項を明記する議題書面が(開催通知とともに)会議の 7 日前までに会議の通知を受領する権限を有する全ての取締役(又はその代わりの者)に送付されるようにする。[各当事者によって選任された取締役が出席し会議で提案された議案に賛成しなければ、可決されない。][決議が会議に上程される時に本契約の各当事者により選任された同数の取締役が出席しない限り、又は当事者が書面で別段の合意をする特別な場合でない限り、事業の性質が議事日程に明記される場合を除いて、事業に関するどのような決議もいずれの取締役会においても提案又可決されない。[これらの場合、(代わりの者がまたその自らの権利において本会社の取締役である場合(その場合には彼はそのようには扱われない)を除き)会議に出席する代わりの取締役はかかる代わりの者の選任者を選任する当事者により選任されたものとみなされる。]]

9 . 本会社の資金調達

9.1 本会社は当初第 6 条に言及される株式引受金により資金調達し、その後は[[その関連割合による] X , Y 及び Z からの借入れ及びそれぞれ取締役会と合意する条件でのその他により、及び / 又は]本会社の [主要] 銀行からの借入れにより資金調達する。

9.2 当事者は、本会社の資金調達に等しく参加すべきであると考え。従って、本会社が当事者からの追加資金又は資金援助を必要とする場合、株式引受、借入

れ、本会社の債務に関する保証提供その他によるかどうかにかかわらず、それらについて、他の当事者が相当の資金援助又は支援を提供するのと異なる条件を本会社に求めない。

(コメント:現在又は将来に資金調達に関して当事者にどのような追加的義務が課せられるべきか考える。また、本条とデッドロック条項との関係もまた考える。(「デッドロック条項」4.37~4.40 参照))

10 . 会計とその他の事項

(コメント:共同所有の場合、ビジネスの履行についての高度の透明性が必要かつ望ましい。)

10.1 当事者は次を確保する:

10.1.1 本会社とその子会社が英国において妥当する適用法令と一般に受入れられた会計原則に従う正確かつ完全な会計及びその他の財務記録を常に維持し;

10.1.2 当事者が合理的に要請する情報を含む [月次の] 管理会計が作成され、当 [月] 末から [30] 日以内に本会社によって当事者に発送され; 及び

10.1.3 [各当事者とその権限ある代表者が合理的回数本会社及びそのいずれかの子会社の帳簿と記録を調査するために立ち入ることが許される。]

10.2 最初のビジネスプランは合意様式による。当事者は会計年度末から 4 5 日以内に本会社とその子会社の翌会計年度のビジネスプランを本会社が作成するようにし、それは次を含むものとする。

10.2.1 キャッシュフロー計算書に含まれる必要運転資金の概算 [かかる必要運転資金に当てるため、前の会計年度の配当可能利益から留保されるべきと考えられる金額 (もしあれば) を伴う。]

10.2.2 予想損益計算書

10.2.3 経営予算 (必要な資本支出の概算を含む) 及び予想貸借対照表

10.2.4 その年のビジネス目標についての社長の報告

10.2.5 前年のビジネスプランと比較しての [四半期] 会計に示される本会社の結果分析を含む財務取締役による報告で、売上高、経費及びその他の重要項目における差異を示すもの。

11. 配当政策

[当事者の意図は、本会社の必要資金及びその時点におけるその他の状況の下で] 本会社は、監査された会計の作成日後 6 ヶ月内に、本会社の直近に終了した会計年度末における配当可能営業利益の [] % を配当として分配する。

(コメント : 配当政策はビジネスの性質に従う。特に、主に現金創出を意図するか、成長会社を意図するかによる。)

12. 本契約の地位と当事者の義務

12.1 各当事者は本会社に関する全ての議決権及びその他の支配力を、(それぞれが権利及び力の行使によって可能な限り) 本契約の期間いつでも、本契約の規定が適正かつ即座に遵守され、その精神と意図に従い十分な力と効力が付与されるよう行使する。

12.2 サブ条項 12.1 の一般原則を害することなく、本会社の基本定款又は通常定款のいずれかの条項が本契約の規定と抵触する場合、本契約の規定が優先し、当事者は、必要な場合には、利用できる全ての議決権とその他の権利と力を行行使し、基本定款及び / 又は通常定款を修正し、本会社及びその業務が本契約の規定に従い運営されるようにする。

(コメント : 定款と抵触する場合、株主間契約が当事者間の優先する合意であることが明記されることは通常であり、合併会社の株主として決議する場合に、その条項に効力を与えるために各当事者が必要な議決権行使をすることを確保するため injunction が通常利用され得る。(Greenwell v Porter[1902]1 Ch 530 and Puddephat v Leigh[1916] 1 Ch200) (追加注釈「合併会社」2.35 参照) 会社が契約の当事者である場合、本条項の規定から特に除外されるべきである。)

12.3 [それぞれの当事者は、取締役会又は取締役会の委員会及び全ての総会が常に必要な定足数を満たすことを確保するため、利用可能な全ての行動をする。]

(コメント:会議が、全ての当事者が出席しない限り定足数に達しないことは、しばしば通常定款に含まれる防御である。)

13. 合併事業の運営

(コメント:本条項は当事者が創設する合併事業の運営に対する規制を規定する。例えば、50対50の合併事業において、どの会議でもいずれかの当事者が反対したら決議されないことを規定し得る。特に1当事者が少数である場合、当事者は、全当事者の合意を要求する事項のリストを含めることができる。)

(コメント:ここに含まれる規定については、Documents「Minority shareholders protection」4.33-4.36参照。)

14. 本会社の事業の促進

14.1 各当事者は本会社の事業を促進し発展させるよう全力を尽くし、その長所を引き立たせる。

14.2 各当事者が本会社の株主である間そして各当事者が株主でなくなった後24ヶ月間、かかる当事者自ら又は支配する会社をして:

14.2.1 直接的であれ間接的であれ、自分のためであれ他人のため若しくは他人と共同してであれ、いかなる立場であれ、[地域]において、本会社又は本会社の子会社と競合して、第7条に規定される[]の事業に従事若しくは関与せず又は利害関係を持たず(いずれかの証券取引所に上場されている会社の制約のない議決権がある株式の5%を越えない保有者としての場合を除く。)

14.2.2 自らのためであれ、他の者、企業若しくは会社のためであれ、本会社若しくはその子会社の顧客、又はその当事者が株主ではなくなる前12ヶ月の間に本会社若しくはその子会社の顧客であり若しくは取引をしていた人、企業若しくは会社を勧誘せず又は引き離そうとしない。

14.3 本条に含まれる制約は当事者により合理的なものと考えられるが、かかる制約が執行できないがそのいずれかの部分が削除され若しくは適用期間若しくは適用場所が削減されたら有効となる場合、かかる制約はそれを有効にするために必要な修正の上適用される。

14.4 本契約又はそれが一部を構成しそのためにかかる合意又は取り決めが1976年制限的取引慣行法（**Restrictive Trade Practices Act 1976**）の下での登録に服する合意又は取り決めのいずれかの規定は、かかる合意又は取り決めの明細が当該法24条に基づき公正取引庁長官に提出された後の日からのみ効力を有する。

（コメント：取引主義のコモンロー上の制約が合併事業に適用されるかどうかは確定的に定まっていない。適用ある場合、取引を制約する合意は、執行力がないものと推定され、関係当事者と公共の利益に関して合理的でなくてはならない。この問題は通常、当事者の関係、制約期間、制約を求める行動のタイプ及びそれがカバーする地理的範囲に関して展開する。）

（コメント：適用される場合、裁判所は条項を書き直さないであろうし、ここでの義務は一部が削除されるほど十分には明確ではないかもしれないが、サブ条項14.3は、裁判所に無効な部分を削除させるための試みである。特に懸念される場合、条項は詳細に検討されより十分な条項が採用されるべきである。）

（コメント：さらに、移転条項に従い株式を他の当事者に移転する際に別途締結される特約により当事者に新たに義務付けることを要請することが考えられる。裁判所は事業の売主と買主との間の制限的特約についてはあまり嫌悪しない（*Nordenfelt v Maxim Nordenfelt Guns and Ammunition Co. Ltd.*[1814]A.C.535）ことから、このことは特に当事者が個人である場合に妥当する。）

（コメント：本条に規定する制約を含める前に競争法の側面を考慮する。追加注釈「UK competition law」2.71～2.84及び「EC competition law」2.55～2.70参照。サブ条項2はまた、1979年制限的取引慣行法(**Restrictive Trade Practices Act 1976**)に関連する制約であり、複数の当事者が英国で事業を行う場合、公正取引委員会に詳細が提出されなくてはならない。最後のサブ条項はこれが履行されるための時間を与える。）

15 . 秘密保持

15.1 各当事者は、次の場合を除き、本会社及びその子会社に関し又は本契約のその他の当事者に関し取得する秘密情報を秘密にする（とともに、その従業員、代理人、子会社及び支配するその他の会社、並びにかかる子会社及びその他の会社の従業員及び代理人が秘密にすることを確かにする）ことに常に全力をつくし、かかる情報を利用又は漏洩しない。

- 15.1.1 情報が関係する本会社、その子会社又は当事者の書面の同意がある場合、
- 15.1.2 可能な場合、関係当事者が、要請文書の写しを提供し、他方当事者に開示し、いずれかの当事者により合理的に要請される修正又は追加を組み込む時、法（管轄裁判所の命令を含むがそれに限定されない）又は証券取引所若しくは政府その他の規制団体の規則により要請される場合、
- 15.1.3 本会社又はその子会社に関係し、本会社又はその子会社の事業の促進のため誠実に開示される場合、又は
- 15.1.4 当該当事者による本条の違反によらずに公知となった場合。
- 15.2 各当事者は、本会社及びその子会社が、その役員、従業員及び代理人に、当事者自身に関してサブ条項 15.1 に規定されるものに対応する守秘義務を遵守させるよう、相当の努力をする。
- 15.3 サブ条項 15.1 の各当事者の義務には時間的制限はなく、理由の如何を問わず本契約の終了に関係なく存続する。
- 15.4 いずれの当事者も、上に許される場合を除き又は他の当事者の事前の書面の同意がない限り、本契約又はそこに意図される取引に関し、報道発表その他の公の声明又は開示をすることはできず、それを許可し承認することもできない。
- 16 . 租税事項
- 16.1 本会社の本社マネジメントと管理は英国で行われ、当事者は各々の最大限の努力をして、本会社が全ての関係当局によって租税目的上英国の居住者として扱われるようにする。
- 16.2 本契約のいずれかの当事者が他の当事者に書面で要請する場合、提供された額を受領することによりその税額が減額される額を（当事者が別段の合意をしない限り）受領者（＝当事者）が本会社に支払うことにより、当事者は、本会社の事業損失及び租税免除が認められるその他の金額のうちかかる当事者の関連割合について、かかる当事者（又は 1988 年所得及び法人税法 402 条に従い受領適格がある、そのグループメンバーの他の会社）に提供されるようにする。（MKA コメント：合併会社から株主への損の移転。）但し、

- 16.2.1 その支払は、免除が求められる受領者の租税責任が生じたとした場合の納付期限になされ、
- 16.2.2 そのように提供された金額の一部が租税免除として受領者に認められない場合、当事者は本会社をして、即座に、その部分について受領者によって支払われた金額を受領者に返金(refund)させるものとする。
- 16.3 [いずれかの当事者が他の当事者に書面で要請する場合、本会社が(当事者間で別段の合意がなされない限り)当該提供会社(=株主)から提供された額を受領する結果本会社の税額が減額される金額を支払うことを条件として、当事者は、本会社をして事業損失及び租税免除が認められるその他の金額を、最初の当事者又はそのグループメンバーの他の会社から受領させる。(MKAコメント：株主から合弁会社への損の移転)但し、
- 16.3.1 各当事者は、合計事業損失又は全ての当事者(又はそのグループメンバー)による本会社への提供に利用でき本会社によって使用され得る、所得控除できるその他の金額のうちその関連割合について、それ(又はそのグループメンバー)からの提供を受け入れることを本会社に求めることができ、
- 16.3.2 本サブ条項における支払は、免除が求められる本会社の租税責任が生じたとした場合の納付期限になされ、及び
- 16.3.3 そのように提供された金額の一部が所得控除として本会社に認められない場合、提供会社は、即座に、認められなかった部分について本会社によって支払われた金額を本会社に返金(refund)する。]
- 16.4 当事者は事業損失又は租税免除が認められるその他の金額の提供又は受領のため法律上要請される全ての同意が、必要な期間内に、本会社及び/又は適当な当事者又はそのグループメンバーによってなされるようにする。
- 16.5 サブ条項 16.2[又は 16.3]に従い支払われるべき返金(refund)は、それに対する加算税及び利息が受領会社が提供会社に許可されなかった金額を通知してから 28 日以内に内国歳入庁に支払われ、提供会社が受領会社にかかる 28 日以内に支払うという仮定の下、提供金額が許可されなかった結果支払われるべき租税に関し、内国歳入庁に支払われるべき利息金額とともに支払われる。

16.6 当事者は：

16.6.1 本会社とともに、1988年所得及び法人税法247条のため、グループ所得選択を内国歳入庁に提出し、

16.6.2 本会社をして以下の支払を選択させるために、必要な書類を作成し、行動する。

16.6.2.1 法人税の前払いなしでの、本会社からの株主又はそのいずれかへの配当、及び

16.6.2.2 本会社とその株主若しくはそのいずれかとの間の、所得税が控除されることのない、年間利息及び/又はロイヤルティの支払い

(コメント：サブ条項16.2と16.3は、提供のための支払が、そうでなければ受領者が租税を支払うであろう時に、なされることを想定する。条項はしばしば、提供を受け入れさせるため、損失を支払う当事者に割引を認める。選択的アプローチは控除損失を提供する会社がそうでなければ租税の支払義務を負う場合にのみ、受領者が支払うことである。これは、16.2.1と2と16.3.2と3のいずれか又は双方の段落間に続くものに類似の段落を挿入することにより達成し得る。)

(コメント：控除損失の支払いが遅れる場合(上記の場合を含む) 支払保証が考慮されるべきである。いずれの場合でもアプローチは当事者の租税立場に依拠し、いずれかの行動を採用(又は提案)する前に、生じ得る効果を注意深く考えるべきである。本会社のあり得る株式構成に関連して、関連割合の定義を考えるべきであり、特に彼等が損失全てを支払う場合、当事者から請求され得る金額を制限する必要があるかどうかを考えるべきである。追加注釈「租税問題」2.101~2.112参照)

(コメント：選択的サブ条項[受領者が他の当事者の合理的な意見において満足できる形式で保証人から第三者保証を得た場合] 受領者は16.2.1に従う支払いを要請されないが、本会社が法人税の支払義務を負うことになる場合、免除を求める会社又はそのグループメンバーのいずれかは、本会社をしてその自らの財源(そのように支払われた現金を除く)からの課税損失が提供されなければそれに関して税金が免除されたであろう課税所得の金額について租税の支払を免除する額について、現金又は利用できる損失の提供により本会社に支払う。)

17. デッドロック

複数の形式の本条項について、Documents「デッドロック条項」4.37～4.40 参照。

18. 株式移転

(コメント：複数の移転条項例について、Documents「Transfer of shares」4.41 参照。これらは通常定款の文脈で起案されるが、ここに使用のため修正され得る。例に先立つ評釈で説明されるように、株主間契約においても規定されるのが通常である(株主間契約でのみ規定されることもしばしばある。)。株主間契約で強制的移転条項が規定される場合、一定期間内に治癒されない重要な契約違反を移転の理由とすることができる。)

(コメント：次の条項は株主間契約における詳細な移転条項を補完する。最初のものは全ての場合に使用できる。2番目は、定款が単純な禁止を含む場合に、株主間契約における詳細な規定とともに使用できる。)

- 18.1 本契約及び本会社の普通定款の規定に従い、本会社の株式が第三者に移転される場合、株式を移転する当事者は、かかる移転の完了前に、譲受人が本契約の他の当事者のそれぞれに(その満足する条件と方法において)本契約の下での譲渡人の全ての義務を履行することを引き受ける。
- 18.2 当事者は、本条項の前の規定の履行並びに上記のかかる販売と購入の進行のため、本会社の普通定款に含まれる株式移転を制限する規定([]条の規定を含むがそれに限定されない。)が放棄され停止されるようにするため、その利用できる全ての議決権とその他の権利を行使し、当事者は、本契約に従う本会社の株式の移転が登録されるようにする。

19. 終了

- 19.1 本契約及び本会社の通常定款に基づく株式移転の結果、当事者が会社の株式の保有を止めた場合にはいつでも：
 - 19.1.1 本契約はかかる当事者について終了し；及び
 - 19.1.2 本会社の商号又はその一部がかかる当事者の商号又はその特徴的な部分若しくはそれと類似する言葉を含む場合、残る当事者は30日以内にかかる言葉を外すよう本会社の商号が変更されるようにする。
- 19.2 本条項に従いいずれかの当事者について本契約が終了しても、本契約は他の当

事者間で十分な効力と効果を有し続ける。

- 19.3 いずれかの又は全ての当事者についての本契約の終了は、終了前に生じた又はいずれかの規定において終了によって影響されないことが明示された、当事者の権利を害さない。

20 . 保証、全部の合意

(コメント:本契約は設立され株主が現金を出資する新たな合併会社を想定しているので、保証は限定的である。合併会社が事業を行っていた既存の会社であり、又は株主が現金以外の財産を出資する場合、より広範な保証が好ましい。かかる出資は(先に説明したように)標準的な資産購入契約に含まれるのと類似の保証を伴う別の資産譲渡契約に従いなされ得る。)

(コメント:「全部の合意」条項は、契約前の不実表示は、特定かつ明確な規定によるのみ、そしてかかる排除が合理的な場合のみ、排除され得るとする「Thomasa Witter v TBP Industries Ltd (PLC, 1995, VI(2),76 参照)」での判断を反映するよう意図される。この事案で示唆されるように、詐欺に関する責任の排除は合理的ではない。合理性が問題となる場合「全部の合意」条項の効果に疑問が生じる。別の事柄として、合意の当事者は、「全部の合意条項」は特定の状況においては不適切であると考えられるかもしれない。)

- 20.1 各当事者は他の当事者に、本契約の日において本会社が取引を行っておらず、確定的なものか不確定的なものか、量化できるか、争われているか、又はその他にかかわらず、資産、契約、従業員、負債又はその他の責任を有していないことを、保証及び表明する。
- 20.2 本契約は、(同時に作成された、又はその中で言及される、全ての合意及び書面とともに)その主題に関して当事者間の全部かつ唯一の合意を構成し、性質の如何をとわず、口頭か書面(書面の場合は案文かどうかにかかわらず)にかかわらず、当事者によるかかる主題に関する全ての従前の合意、約束、取決め、引受け又は陳述にとってかわり、それらを失効させる。各当事者はここでこの主題に関し、本契約において明示的に規定されたものを除いて、いずれかにより供与されなされた陳述、保証又は表明を信頼していないことを認め、かかる主題に関して、本契約(及び同時に作成され又はそれに言及される書類)に基づく場合を除き、いずれかの当事者の詐欺又は悪意の不実表示により生じた場合を除き、いかなる権利又は救済を有さないことを認める。

20.3 各当事者の適正に授権された代表者により又はそのために署名された書面によらない限り、本契約の変更は効力を有さない。

21. 譲渡

21.1 本契約は当事者並びにその各継承者及び譲受人を拘束する。

21.2 いずれの当事者も[本会社の普通定款の下で許される譲渡に従ったかかる当事者の本会社株式の譲受人で、譲受人が他の当事者に本契約の下での譲渡人の全ての義務を履行することを誓約する場合を除き]本契約又はその下での権利及び義務を譲渡することはできない。

22. 権利放棄と和解

22.1 [本契約により当事者に付与される権利又は救済は、一般法によるものかその他の書類、証書又は出資によるものかにかかわらず、かかる当事者に利用できる全ての他の権利、権限及び救済に追加的なものであってそれらを害さない。] いずれかの当事者による本契約の下での権利、権限又は救済の不行使、行使の怠慢又は遅延は、かかる当事者による、他の権利、権限又は救済の放棄を構成しない。

(コメント:「全部の合意」条項(20.2 参照)が契約の一部の場合、括弧内の最初のサブ条項の最初の文を含めることは適切でないかもしれない。)

22.2 いずれの当事者も、他の当事者の権利に影響することなく、他の当事者のここでの責任について免除又は和解し、又はかかる当事者に時間その他の猶予を与えることができる。

23. パートナーシップでないこと

本契約におけるいずれも、当事者間のパートナーシップを構成するものとはみなされず、いかなる目的であれ、いずれかの当事者を他の当事者の代理人とするものではない。

(コメント:パートナーシップかどうかは事実の問題であり、このワーディングは決定的ではない。しかし、パートナーシップかどうかに関する問題が生じた場合に役立つかもしれないと考え、ほとんどの当事者はこれを含める。)

24. 費用

各当事者は本契約の準備及び締結に関する自らの費用を負担する。

25. 誠実さ

各当事者は相互に次を合意する：

- 25.1 本契約が存続する間、彼等のいずれか[又は彼等によって支配されるいずれかの会社]と本会社との間でなされる全ての取引は、本契約に規定又は言及されるところに基づき、本契約に規定されない場合には、[当事者の合意により、かかる合意がなければ]独立当事者間取引により、誠実に行われ；
- 25.2 各当事者は常に、他の当事者に対して、誠実に行動し、本契約の規定の遵守を確実にするために、全ての合理的努力をし；
- 25.3 いずれの当事者も、他の当事者の損によって、その利益の増加又は損失の減少を求めず；そして
- 25.4 各当事者は本契約の精神と意図を実行するために必要又は望ましい全てを行う。

26. 通知

- 26.1 本契約のいずれかの当事者によりなされる全ての通知は書面により、個人的に交付され、又は、以下の名前の反対側に記載された住所における名宛人にテレックス、ファクス若しくは前払書留郵便(英国外の住所に行う場合には航空便)により送付されたら、適正になされたものとみなされる。

X []

Y []

Z []

又は、通知がなされる当事者が通知のための住所として通知するその他の住所。

- 26.2 テレックス又はファクスにより送られる通知は発信された時に、書留郵便によりなされる通知は英国の住所への投函後 48 時間 [又は、英国外の住所への投函後 5 日] でなされたものとみなされる。通知の送達の証明において、手紙の場合は、その手紙が適切に切手が貼付され、宛名書きがされ、ポストに投函されたこと、及びテレックス又はファクスの場合は、かかるテレックス又はファ

クスが適切に名宛人のテレックス又はファクス番号に発信されたことを証明すれば十分である。

(コメント：この規定を運用しないといけない者にとって実務上お問題を回避するため、本条は通常定款の通知条項と整合するべきである。)

27. 準拠法及び管轄

27.1 本契約は英国法に準拠し、各当事者は英国及びウェールズの高等法院の非専属的裁判管轄に服する。

27.2 [名前]は撤回不能な形で、[住所]の[名前]を、英国での法的手続において送達を受領する送達受領代理人として選任する。かかる送達は、([名前]に転送され又は[名前]が受領したかどうかにかかわらず)かかる送達受領代理人への引渡しの際の時点になされたものとみなされる。いかなる理由であれ、かかる送達受領代理人が送達受領代理人として行動できなくなり、または英国に住所をもたなくなった場合、[名前]は撤回不能な形で、本契約の他の当事者に受け入れられる代替りの送達受領代理人を選任し、30日以内に他の当事者に新たな送達受領代理人の選任承諾書を送付することに合意する。

27.3 [名前]は、撤回不能な形で、本契約に関する訴訟又は法的手続が通知の送達に関する本契約の規定に従い送達されることに同意する。本契約の規定は、法律によって許される他の方法で送達する権利に影響するものではない。

上記の証として、当初の日に、当事者の適正な権限ある代表者の手による。

[]の面前で
[]のために
[]により署名された

[]の面前で
[]のために
[]により署名された

[]の面前で
[]のために
[]により署名された

付属書類

- ・ 合併会社の基本定款
- ・ 合併会社の通常定款
- ・ 取締役のサービス契約
- ・ 合併会社の商品及びサービスの供給に関する合意書

少数株主保護

本条項は少数株主が必要とし得る（拒否権行使による）保護についての事項を含む。株主間契約に挿入されるものとして起案されている。しかし、それは合弁会社の通常定款に組み込まれ得る。定款に含まれる場合、リストに含まれる事項は各種類の株主が各当事者の選任された取締役の全員一致か圧倒的多数の同意を条件とし得る。取締役会に同意を委ねることの問題は、特に外部の株主が関係する場合、指名された取締役の忠実義務がその指名した当事者が彼等に求める投票方法を制約し得ることである。重要な貸主は同様の保護を必要とするかもしれない。

このリストは合弁事業の状況に整合するよう調整されるべきである。例えば、当事者は株式発行による再調達を強制できることを望むかもしれない。

1. 当事者は、[各当事者]の事前の同意がある場合を除いて、本会社が以下を行わないようにする。
 - 1.1 （引受け又は譲渡により）[最初の投資による当事者及び／又は許された譲受人以外の]いずれかの者を本会社の株主として登録することを許すこと；
 - 1.2 [本契約に規定される場合を除き]授権又は発行済株式資本の総額の増加、（転換証券又はその他の形式による）その株式資本に対するオプションその他の利益の供与、自らの株式の償還又は購入、又は株式資本のその他の再編に影響を与えること；
 - 1.3 貸付資本の発行又は貸付資本の発行に関しいずれかの者と約束をすること；
 - 1.4 [通常かつ普通の事業過程においてその取引銀行からの場合を除き]借入れをすること、そして銀行融資枠が[] £を超える合計借入れを可能にしないことを確かにする；
 - 1.5 その株式又は負債証券の認可証券取引所への上場申請又は 1993 年刑事裁判法 60 条に定義される規制市場における株式若しくは負債証券の取引；
 - 1.6 （支払不能とならない限り）清算決議；

- 1.7 [許された分野の事業]以外に事業に従事し、[指定された管轄における]かかる事業のため又はその実行に関して誠実に支払う場合を除いての支払；
- 1.8 子会社の設立、他の会社の株式の取得又はパートナーシップ若しくは合併事業（法人化されるかどうかにかかわらず）への参加；
- 1.9 いずれかの事業の閉鎖又は子会社における権利の処分又は希薄化；
- 1.10 他の会社との合併又は事業の引受け；
- 1.11 基本定款若しくは通常定款、又はその株式に付与された権利の変更；
- 1.12 商号変更；
- 1.13 第三者がかかる取引又は取決めの当事者かどうかにかかわらず、本会社の株主若しくは取締役又はその株主若しくは取締役と（1988年所得及び法人税法 839条の意味において）関係する者と、取引又は取決めを行うこと；
- 1.14 本会社に [] £ を超える総額の支払又は対価の受領をさせる [又は本会社の株式が上場されている場合、ロンドン証券取引所の上場規則の下での [1クラス] 取引となる] 取引又は一連の関連取引（リース契約を含むがそれに限定されない）により約束をすること；
- 1.15 その通常の事業外のあるいは独立当事者間取引でない取決め、契約又は取引をすること；
- 1.16 本条の他のパラグラフを害することなく
 - 1.16.1 賃貸人又は賃借人として、「5」年を超える期間の又はプレミアムと年間賃料の合計が [] £ を超える（SS-AP21 に定義される）営業リースをすること；若しくは
 - 1.16.2 本会社によって所有又は使用される知的財産権における又はそれに対する（ライセンスその他による）権利の供与；
- 1.17 [以下を除き][重要な]財産に対し、譲渡抵当、負担、土地に対する負担又はど

のようなものであれその他の担保を設定し又は設定を許すこと；

1.17.1 通常の事業において生じる物的担保；又は

1.17.2 権利保有条項によって通常の事業の中で生じる担保]；

1.18 年次事業計画の採用若しくは修正、又は事業計画に規定されていない契約又は約束であって、[] £ を超えるコストが生じ若しくは「1年」以内に完了しないものの締結；

1.19 次のいずれかの変更：

1.19.1 その監査役；又は

1.19.2 その会計基準日；

1.20 [1985 年会社法のパート における関連する会計基準又は英国におけるその他の一般に受け入れられた会計原則に合致するために要請される場合を除き]その監査された[及び管理]会計の準備のため、本会社により採用される会計方針及び原則の [重要な] 変更を行い又はそれを許すこと；

1.21 [A 株 / B 株 / C 株の配当以外の] 配当の承認若しくは支払、又はその配当可能な利益若しくは剰余金からの [資本組入、払戻しその他の方法により] その他の分配

1.22 「銀行若しくはその通常の事業が預金の受入れを含むその他への預金以外により」借入れ、(通常取引における場合でない)信用供与、(通常取引における場合でない)保証提供又は補償；

1.23 次のいずれか：

1.23.1 銀行口座の開設若しくは閉鎖；又は

1.23.2 「指名権をもつ当事者による署名者として選任された者の交替による場合を除き」本会社の銀行口座の運用に関する事項に関し本会社の銀行に与えられた指示の変更；

- 1.24 本会社の帳簿負債の売却又は譲渡；
- 1.25 本会社が第三者に商品又はサービスを提供するための標準条項（価格を含む）の採用又は変更；
- 1.26 取締役又は従業員のための利益分配、株式オプション、ボーナスその他のインセンティブスキームの創設又は変更；
- 1.27 年金スキームの創設若しくは修正、又は取締役、従業員、退任取締役若しくは従業員、又はかかる者の家族への年金権利の供与；
- 1.28 総額 [] £ を超える重複その他のコストを生じさせ又はそれを合意する、取締役、役員又は従業員の解雇；
- 1.29 本会社の取締役又はコンサルタントに対し、（報酬の支払、現物での利益提供その他により）年間 [] £ を超える報酬の合意、又はかかる者の報酬の年間 [] £ を超える金額への増額；
- 1.30 年間 [] £ を超える報酬（年金その他の利益を含む）を提供する雇用契約の締結若しくは変更、又は職員の（年金その他の手当を含む）報酬の年間 [] £ を超える金額への増額；又は
- 1.31 （通常の事業の中での債権回収訴訟を除き）[重要な] 訴訟の提起、本会社に対して提起され又は提起されるおそれのある [重要な] 訴訟の解決若しくは和解、又は本会社が関係する紛争の仲裁への付託。
- 2 . 株主及び本会社は、（明示であれ黙示であれ）本会社への言及は子会社への言及として解釈されるように、子会社に上記第 1 条のいずれかのパラグラフの違反を構成する行動をとらせない。

デッドロック条項

次のパラグラフは合併会社の通常定款又は株主間契約に含まれ得る条項例である。最初の規定はデッドロックを構成すると考えられる事項のリストを規定する。デッドロック条項を規定する場合、それは合併事業の終了の引き金となるため、デッドロックの定義に大きな注意を払うべきである。デッドロックのほとんどの定義（次に記載するものを含む）の問題は、適当な時点での事業の終了又は他の当事者の買取りを希望する悪意の当事者によって巧みに利用されることであり、利点と欠点を慎重に比較すべきである。

2つのバージョンの規定はデッドロックの手順から生じる。双方は各メンバーの持株会社の会長に委ねることを規定し、それはしばしば経営陣にとってプロジェクトを合理的にすることについて責任をもたせるインセンティブとして働き、交渉のための冷却時間となる。これは債務不履行が生じた場合と対比されるべきである。（Documents, “Transfer of shares”、4.41～4.57 参照）

1つのバージョンは清算を規定する。他のバージョンはロシアンルーレット条項を発動する。

デッドロック条項は、しかしながら、いくつかの他の結果をもつ。例えば、株式譲渡における譲渡通知の送達条件として用いられる。（Documents, “Transfer of shares”、4.41～4.57 参照）引き続く例は「困難」又は「非難されるべき当事者」としようとすることを回避する。多数当事者間の合併事業では、困難な少数当事者を特定し、かかる当事者に株式譲渡を要請する条項を規定することができる。

条項は状況にぴったりと作られるべきであり、清算の際に本会社の財産に何が生じるかを慎重に考えるべきである。（Additional Notes, “Termination” 2.99 参照）条項はまた多くの他の条項との関係において検討されるべきである；特に取締役会若しくは株主総会（例えば通常定款第8条と14条）又は譲渡に関する条項（Documents, “Transfer of shares”、4.41～4.57 参照）。

A . デッドロックを構成する事項

(コメント：以下に列挙される例はオーバーラップし、リストに列挙される事項の検討が必要である。)

(A) 本条において次の場合にデッドロックが生じたとみなされる：

- (i) 提案者が本条に言及する会議の 14 日より前になされた書面の通知により、[合理的に]重要決議として指定した議案が、適正に召集された取締役会又は本会社の株主総会で提案され、次の 1 つが生じた場合：
 - (a) 提案者又は提案者と同種の株式からのメンバーの欠席による場合を除き、会議の定足数に達せず；又は
 - (b) (提案者、提案者と同じ種類の株式を保有する株主又は提案者を取締役として選任した者を除き) 株主又は取締役が議案に反対の投票し又は投票を行わない場合；

(コメント：通常定款 8 条及び 14 条との関係においてサブパラグラフ (A) (i) を考慮のこと)

- (ii) その合意を必要とする事項についてメンバーが合意できず、メンバーが他のメンバーに、メンバー間の更なる交渉によって解決できない本会社の将来にとって根本的に重要な紛争が生じているものと信じる旨の通知を送達し；
- (iii) 第 [] 条 (コメント：少数株主保護事項のリストを規定する条項) に言及される事項が取締役会又は本会社の株主総会で検討され、全員一致による解決がなされない場合、取締役は提案を重要事項として指定し本パラグラフに言及する書面の通知により再検討のため会議を招集することができ、次の場合にデッドロックが生じたものとみなされる：
 - (a) かかる決議に賛成する全員一致が再びなされず；又は
 - (b) [提案を重要事項と指定した取締役又は彼を指名した種類の株式のメンバーの欠席による場合を除き、指定された時間後 1 時間以内に定足数に達し

ない場合。]

- (iv) メンバー又は取締役が本条に言及する書面で他の当事者に、定足数に達しないために延期された株主総会又は取締役の再召集において定足数に達しない場合にはデッドロックが生じる旨を通知し、通知をした取締役又はメンバーの欠席による場合を除いて、再召集された会議において定足数に達しない場合；
- (v) 譲渡通知の送達後どのメンバーも売却メンバーの株式を購入せず、売却メンバーが [] 条の [] パラグラフに規定される期間に第三者に株式を販売することができない場合。

B . デッドロックの効果

バージョン 1

(コメント：これは最も単純なデッドロック決議条項である。その不利な点は会社が清算しないといけないことである；反対意見の当事者にとって株式を売却する機会がなく、会社にとって存続する機会がない。それは問題を各当事者の会長に委ねるといった段階的条項をもち、それはしばしば、些細な紛争について和解するインセンティブとして機能する。)

- (B) デッドロックが生じた場合、メンバーはデッドロックを生じさせた事件から 28 日以内に、他のメンバーと本会社に、その意見においてデッドロックの発生とその理由を示す書面の通知(「デッドロック通知」)を行うことができる；
- (C) メンバーはそれぞれ、デッドロック通知の送達後、直ちに以下を行う：
 - (i) 解決のためデッドロックを各グループの親会社の会長 [同数のそれぞれのシニアマネジメントで構成される委員会] に委ね；そして
 - (ii) それぞれ、かかる紛争の解決に合意するため、誠実に全ての合理的努力を行う。
- (D) メンバーがデッドロック通知の送達後 90 日経過の時点でデッドロックを解決できなかった場合、本会社はただちに清算され、メンバーはそれぞれ、そのために

必要な行動をとる。

バージョン 2

(コメント：このバージョンは当事者に本会社に清算することを求めるか(「fault」の場合、反対する株主にその株式の売却を求めることができるようにすることで、デッドロックを終了させる。)

- (B) デッドロックが生じた場合、メンバーはデッドロックを生じさせた事件から 28 日以内に、他のメンバーと本会社に、その意見においてデッドロックの発生とその理由を示す書面の通知(「デッドロック通知」)を行うことができる；
- (C) メンバーはそれぞれ、デッドロック通知の送達後、直ちに以下を行う：
 - (i) 解決のためデッドロックを各グループの親会社の会長 [同数のそれぞれのシニアマネジメントで構成される委員会] に委ね；そして
 - (ii) それぞれ、かかる紛争の解決に合意するため、誠実に全ての合理的努力を行う。
- (D) メンバーがデッドロック通知の送達後 90 日経過の時点でデッドロックを解決できなかった場合：
 - (i) デッドロック通知を送達したメンバー(「送達者」)は、本会社に、撤回不能の形で本会社を、株式に含まれる全ての権利とともに、その全株式を以下の条件でメンバーに販売するための代理人に選任した旨の通知(「譲渡通知」)を送達したものとみなされる；
 - (ii) 取締役は直ちに、[] 条のパラグラフ (G)(「Transfer of shares」参照) に従い、評価者に本会社の株式の評価を指示する。
 - (iii) [] 条のパラグラフ (G)(「Transfer of shares」参照) に従い準備された評価証明の受領から 7 営業日以内に、取締役は送達者の全ての株式を(送達者[及び譲渡通知を送達したその他の者]以外の)全てのメンバーに、公正な価格でオファーする。オファーは書面により、メンバーにデッドロックを知らせ、メンバーに、オファーの日から 28 日以内に

本会社にオファー価格での本条項の条件によるオファーの受諾を書面で述べるよう求める。

- (iv) メンバーが申出を受諾した場合には、取締役かかるオファーの終了時に、受諾メンバーに、複数の場合には、彼等の間で、各受諾メンバーが保有する種類の株式数に応じて、株式を割当て、取締役はオファー期間終了の7営業日以内に、かかる割当の書面通知(「完了通知」)を送達者と受諾メンバーに行い、彼等は公正な価格で株式を購入及び販売する義務を負い、完了は[]条の Paragraph (F)(「Transfer of shares」参照)に従い行われる。[]条の Paragraph (F)(「Transfer of shares」参照)において、送達者は「販売メンバー」とされ、購入メンバーは「購入者」とされる。
 - (v) どのメンバーもオファーを受諾しなかった場合、取締役は、オファー期間終了の7営業日以内に送達者に通知し、送達者は本会社からの通知から30日以内に本会社に書面で通知することにより、他の全メンバーの全株式を公正な価格で購入することができる。かかる通知の受領により、取締役はその旨の通知(「完了通知」)を全てのメンバーに送達し、送達者と他のメンバーは公正な価格で株式を購入及び販売する義務を負い、完了は[]条の Paragraph (F)(「Transfer of shares」参照)に従い行われる。[]条の Paragraph (F)(「Transfer of shares」参照)において、送達者は「購入者」とされ、他のメンバーは「販売メンバー」とされる。
- (E) 送達者がサブ Paragraph (v)に規定される期間内に株式を購入する権利を行使する通知を送達しない場合、いずれのメンバーもかかる期間の終了後30日以内に本会社の清算を要請する書面の通知を送達することができ、本会社は直ちに清算する。